

(4) 岡山大学経済学部規程

平成16年4月1日
岡大経規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号。以下「学則」という。）の規定に基づき、岡山大学経済学部（以下「本学部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本学部の目的)

第2条 本学部は、経済学及び経営・会計学に関する専門の学術を教授研究し、社会的要請に応えうる人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 本学部は、前条の目的を達成するため、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の教職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 第1項の自己評価を行うため、岡山大学経済学部自己評価委員会（以下「自己評価委員会」という。）を置く。

4 自己評価委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表等)

第4条 本学部は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

(組織的研修等)

第5条 本学部は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施する。

(副学部長)

第6条 本学部に副学部長を置く。

2 副学部長に関し、必要な事項は、別に定める。

(昼間コース及び夜間主コース)

第7条 本学部経済学科に、昼間に授業を行うコース（以下「昼間コース」という。）及び主として夜間に授業を行うコース（以下「夜間主コース」という。）を置く。

(修業年限)

第8条 本学部の修業年限は4年とする。

2 夜間主コースの学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出たときは、審査の上、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

3 長期履修に関し、必要な事項は、別に定める。

(最長在学年限)

第9条 本学部学生の在学期間は、8年を超えることができない。

2 学士入学した学生の在学期間は、4年を超えることができない。

(教育課程)

第10条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

(履修コース)

第11条 本学部の昼間コースに、次の履修コースを置く。

現代経済分析コース

国際比較経済コース

組織経営コース

会計プロフェッションコース

- 2 本学部の夜間主コースに、次の履修コースを置く。

経済学コース

政策学コース

- 3 履修コースに関し、必要な事項は、別に定める。

(開講授業科目等)

第12条 教養教育科目の開講授業科目、単位数及び履修方法の基準は、昼間コースにあつては別表1に定めるとおりとし、夜間主コースにあつては別表3に定めるとおりとする。ただし、必要があるときは、別表1及び別表3に掲げる授業科目以外の授業科目を特別に開講することがある。

- 2 専門教育科目の開講授業科目、単位数及び履修方法の基準は、昼間コースにあつては別表2に定めるとおりとし、夜間主コースにあつては別表4に定めるとおりとする。ただし、必要があるときは、別表2及び別表4に掲げる授業科目以外の授業科目を特別に開講することがある。

- 3 授業は、講義、演習、実習、研究及び論文とする。

- 4 本学部が教育上有益と認めるときは、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

- 5 本学部が教育上有益と認めるときは、第3項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことがある。

第13条 各年度において開講する授業科目、単位数、配当年次、時間数及び担当教員は、学年の始めに公示する。ただし、特別に開講されるものについては、この限りではない。

(単位の基準)

第14条 本学部の授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 四 研究については、各2単位とする。
- 五 論文については、4単位とする。

(成績評価基準)

第15条 本学部は、各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定めて、公表する。

- 2 前項の成績評価基準については、別に定める。

(単位の授与)

第16条 授業科目を履修した者に対しては、前条の成績評価基準に照らし、試験の成績等により、単位を授与するものとする。

(履修の届出)

第17条 学生は、学期の始めの定められた期間に、履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。ただし、第13条ただし書による届出については、別に定める。

- 2 学生は、他の学部の授業科目を当該学部の定めるところにより履修することができる。

- 3 他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学部長の許可を受けるものとする。

(履修の制限)

第18条 昼間コースの学生は、夜間主コースが開設する授業科目を履修することはできない。

- 2 夜間主コースの学生は、別に指定する授業科目を除き、昼間コースが開設する授業科目を履修することはできない。
- 3 夜間主コースの学生は、別に指定する授業科目を除き、他の学部が開設する授業科目を履修することはできない。

（履修登録科目の上限設定等）

第19条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間又は1学期に登録できる単位数の上限を定める。

- 2 前項に定める単位を優れた成績をもって修得した学生については、次の1年間又は次学期に、上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。
- 3 履修登録科目の上限設定等については、別に定める。

（他学部学生の履修）

第20条 他の学部の学生が本学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部長を経て、学部長の許可を受けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の学部の学生（法学部夜間主コースの学生を除く。）は、夜間主コースが開設する授業科目を履修することはできない。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第21条 学生が他の大学（外国の大学を含む。以下この条について同じ。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。以下この条について同じ。）における授業科目を履修しようとするときは、所定の様式により、学部長に願い出なければならない。

- 2 前項の願い出があったときは、他の大学又は短期大学との協議による合意が得られたものについて、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。
- 3 前2項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第22条 学生が行った、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を本学部の授業科目の履修とみなし、単位を授与することがある。

- 2 前項の規定により授与することができる単位数は、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位数等の認定）

第23条 学生が、本学部に入學する前に、大学若しくは外国の大学（外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）又は短期大学若しくは外国の短期大学（外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学部に入學した後の本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 2 学生が、本学部に入學する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。
- 3 前2項の規定により、修得したものとみなし、又は、授与することがある単位数は、転学、編入学等の場

合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第21条第2項及び前条第2項により本学部において修得したものとみなす単位と合わせて60単位を超えないものとする。

(教育職員免許状)

第24条 本学部において取得することができる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

教育職員免許状の種類	免許教科
高等学校教諭一種免許状	地理歴史
高等学校教諭一種免許状	公民
高等学校教諭一種免許状	商業

- 2 前項の教育職員免許状を取得しようとする者は、別に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

(単位修得試験等)

第25条 単位修得の認定は、第15条の成績評価基準に照らし、試験の成績等により行う。ただし、他の大学で修得した単位の認定は、当該大学の発行した単位修得証明書により、教授会の議を経て行う。

- 2 病気その他の理由により、定期試験を受験できなかった者には、事情により追試験を行うことがある。
- 3 再試験は行わない。
- 4 試験において不正行為をした者は、学則第58条第1項の規定による懲戒処分を受ける。

(卒業要件)

第26条 本学部の卒業要件は、第8条に規定する修業年限以上在学し、かつ、昼間コースにあつては別表1及び別表2により、夜間主コースにあつては別表3及び別表4により、教養教育科目38単位以上及び専門教育科目86単位以上修得することとする。

- 2 第17条第2項並びに第18条第2項及び第3項の規定により修得した単位の取扱いについては、別に定める。

(早期卒業)

第27条 前条の規定にかかわらず、昼間コースにあつては本学部に3年以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得した学生が、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第89条に規定する卒業（以下「早期卒業」という。）を希望する場合は、卒業を認定することができる。

- 2 早期卒業の認定基準については、別に定め、公表する。

(学士入学)

第28条 次に掲げる者で、本学部に入학을志願するものについては、別に選考の上、学士入学として入学を許可することがある。

- 一 本学の学部を卒業した者
- 二 他の大学を卒業した者（外国の大学を卒業した者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）を含む。）
- 三 法第104条第4項により学士の学位を授与された者

- 2 前項の規定により入学した者の在学すべき期間は、2年以上とする。

(転学)

第29条 他の大学に在学している者、外国の大学に在学している者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で本学部に移入学を志願する者が

ある場合は、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を志願する者は、現に在学する大学の長の許可書を、出願の際願書に添えなければならない。
- 3 本学部の学生が、他の大学に転学を志願しようとするときは、学部長の許可を得た上で転学の手続きをしなければならない。

(編入学)

第30条 次の各号の一に該当し、又はこれに準ずる者で、本学部に編入学を志願する者がある場合は、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

- 一 大学を卒業した者（外国の大学を卒業した者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）を含む。）
- 二 短期大学を卒業した者（外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）を含む。）
- 三 高等専門学校を卒業した者
- 四 法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者
- 五 旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所を卒業した者
- 六 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者
- 七 その他本学部において第1号から第6号までに掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

(転学部)

第31条 本学の他の学部 に在学している者で本学部に転学部を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により転学部を志願する者は、現に在学する学部の学部長の許可書を、出願の際願書に添えなければならない。
- 3 本学部の学生が、本学の他の学部 に転学部を志願しようとするときは、学部長の許可を得た上で転学部の手続きをしなければならない。

(転コース)

第32条 昼間コース及び夜間主コース間の転コースは認めないものとする。

(在学期間の通算等)

第33条 学士入学、転学、編入学、転学部をした者の既修得単位及び在学期間の認定は、教授会において行う。

- 2 学則第30条第2項及び第3項の規定による科目等履修生としての学修期間の修業年限への通算については、別に定める。

(科目等履修生)

第34条 本学の学生以外の者で、本学部が開設する授業科目の履修を志願する者があるときは、本学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第35条 他の大学（外国の大学を含む。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。）の学生で本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学または当該短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を認めることがある。

(研究生)

第36条 本学部において特定の事項について研究を希望する者があるときは、本学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(委託生)

第 37 条 公の機関等からその所属職員につき、聴講科目若しくは研究事項を定め、又は研修について、委託の願い出があるときには、本学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

（科目等履修生，特別聴講学生，研究生及び委託生に関する事項）

第 38 条 科目等履修生，特別聴講学生，研究生及び委託生に関する事項は，別に定める。

附 則

- 1 この規程は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前の入学者については，改正後の岡山大学経済学部規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表1（第12条，第26条関係）

昼間コースの教養教育科目

科目区分		授業科目及び単位数	卒業要件単位数
ガイダンス科目		開講授業科目及びその単位数については、岡山大学教育開発センター長が学年の始めに公示する。	修学の方法Ⅰ 2
主題科目	現代の課題		4つの主題グループのうちから3つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位以上、計6単位以上選択必修
	人間と社会		
	健やかに生きる		
	自然と技術		
個別科目	人文・社会科学		
	自然科学		
	生命・保健科学		
	情報科学		
外国語科目	英語		経済実用英語 2 英語（ネイティブ） 2
	ドイツ語		英語（オラコン） 英語（作文・文法） 英語（読解） 英語（検定） 4単位選択必修
	フランス語		
	中国語		
	韓国語		
	ロシア語		
	スペイン語		
	イタリア語		
	日本語		
合 計			38

（注）「基礎英語」の修得単位については、卒業要件単位に算入できない。

別表 2（第 12 条，第 26 条関係）

昼間コースの専門教育科目

専門基礎科目

授業科目	単位	卒業要件 単位数
ミクロ経済学入門	2	6 授業科目 12 単位以上 選択必修
マクロ経済学入門	2	
社会経済学入門	2	
社会思想史入門	2	
経済学史入門	2	
統計解析法Ⅰ	2	
統計解析法Ⅱ	2	
現代日本経済史	2	
会計学入門	2	
簿記入門	2	
簿記論Ⅰ	2	
工業簿記論	2	
経営学入門	2	
経済・経営数学Ⅰ	2	
経済・経営数学Ⅱ	2	
世界経済事情	2	
経済情報処理基礎	2	

専門科目

授業科目	単位	現代経済分析 コース 履修科目	国際比較経済 コース 履修科目	組織経営 コース 履修科目	会計プロフェッ ションコース 履修科目
ミクロ経済学Ⅰ	2	○	○	○	○
ミクロ経済学Ⅱ	2	○	○	○	○
マクロ経済学Ⅰ	2	○	○	○	○
マクロ経済学Ⅱ	2	○	○	○	○
社会経済学	2	○			
経済変動論Ⅰ	2	○			
経済変動論Ⅱ	2	○			
経済学史	2	○	○		
経済思想史	2	○			
国際経済学Ⅰ	2	○	○		
国際経済学Ⅱ	2	○	○		
産業組織論Ⅰ	2	○		○	○
産業組織論Ⅱ	2	○			○

経済統計学Ⅰ	2	○		○	○
--------	---	---	--	---	---

経済統計学Ⅱ	2	○		○	
計量経済学Ⅰ	2	○		○	○
計量経済学Ⅱ	2	○		○	○
多変量解析法	2	○		○	○
オペレーションズリサーチ	2	○		○	○
経済政策論	2	○	○		
日本経済論	2	○	○	○	
財政学Ⅰ	2	○	○		
財政学Ⅱ	2	○	○		
地方財政論Ⅰ	2	○	○		
地方財政論Ⅱ	2	○			
地域経済学	2	○	○		
都市経済学	2	○	○		
環境経済学	2	○	○		
公共経済学	2	○			
金融論	2	○	○	○	○
金融システム論	2	○	○	○	○
現代ファイナンスⅠ	2	○	○	○	○
現代ファイナンスⅡ	2	○	○	○	○
労働経済論Ⅰ	2	○	○	○	
労働経済論Ⅱ	2	○	○		
社会保障論Ⅰ	2	○	○		
社会保障論Ⅱ	2	○	○		
世界経済論Ⅰ	2	○	○		
世界経済論Ⅱ	2		○		
開発途上国経済Ⅰ	2		○		
開発途上国経済Ⅱ	2		○		
ヨーロッパ経済論	2	○	○		
日本経済史	2		○	○	

東洋経済史	2		○	○	
-------	---	--	---	---	--

東アジア経済発展史	2		○	○	
現代中国経済論Ⅰ	2	○	○		
現代中国経済論Ⅱ	2		○		
欧米経済史	2		○		
欧米経済論	2		○		
日本企業論Ⅰ	2	○	○	○	
日本企業論Ⅱ	2		○	○	
経営戦略論Ⅰ	2			○	○
経営戦略論Ⅱ	2			○	
マーケティングⅠ	2			○	○
マーケティングⅡ	2			○	
国際経営Ⅰ	2		○	○	○
国際経営Ⅱ	2		○	○	
経営組織論	2			○	○
組織経営特論	2			○	
リーダーシップ論	2			○	○
組織行動論Ⅰ	2			○	○
組織行動論Ⅱ	2			○	
マーケティング戦略論	2			○	
簿記論Ⅱ	2				○
制度会計論Ⅰ	2			○	○
制度会計論Ⅱ	2			○	○
管理会計論Ⅰ	2			○	○
管理会計論Ⅱ	2			○	○
財務会計論Ⅰ	2			○	○
財務会計論Ⅱ	2			○	○
原価計算論Ⅰ	2			○	○
原価計算論Ⅱ	2			○	○

税務会計論Ⅰ	2				○
税務会計論Ⅱ	2				○

監査論Ⅰ	2				○
監査論Ⅱ	2				○
数理経済学Ⅰ	2	○			
数理経済学Ⅱ	2	○			
特殊講義	各2	○	○	○	○
上級簿記論Ⅰ	2				○
上級簿記論Ⅱ	2				○
*企業法総論	2				○
*会社法Ⅰ	2				○
*会社法Ⅱ	2				○
*民法総則・物権総論	2				○
*税法Ⅰ	2				○
*税法Ⅱ	2				○
経済英語Ⅰ	2				
経済英語Ⅱ	2				
特別演習	各2				○
2年次演習	各2	●	●	●	●
3年次演習	各2				
就業体験実習	2				○
卒業研究	各2	●	●	●	●
卒業論文	4				
卒業要件単位数		74単位以上（●印の必修科目8単位、○印の選択必修科目から、20科目40単位以上を含む。）	74単位以上（●印の必修科目8単位、○印の選択必修科目から、20科目40単位以上を含む。）	74単位以上（●印の必修科目8単位、○印の選択必修科目から、20科目40単位以上を含む。）	74単位以上（●印の必修科目8単位、○印の選択必修科目から、20科目40単位以上を含む。）

（注）●印は各履修コースの必修科目を示す。
○印は各履修コースの選択必修科目を示す。
*印は法学部開講科目を示す。

専門科目（自由選択科目：外国人留学生用科目）

授業科目	単位数
日本経済事情ⅠA	2
日本経済事情ⅠB	2
日本経済事情ⅡA	2
日本経済事情ⅡB	2

別表3（第12条，第26条関係）

夜間主コースの教養教育科目

科目区分		授業科目及び単位数	卒業要件単位数
ガイダンス科目		開講授業科目及びその単位数については、岡山大学教育開発センター長が学年の始めに公示する。	修学の方法Ⅰ 2
主題科目	現代の課題		4つの主題グループのうちから2つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位以上、計4単位以上選択必修
	人間と社会		
	健やかに生きる		
	自然と技術		
個別科目	人文・社会科学		
	自然科学		
	生命・保健科学		
	情報科学		
外国語科目	英語		経済実用英語 2 英語（ネイティブ） 2
	ドイツ語		英語（オラコン） 英語（作文・文法） 英語（読解） 英語（検定） 4単位選択必修
	フランス語		
	中国語		
	韓国語		
	ロシア語		
	スペイン語		
	イタリア語		
合 計			38

（注）「基礎英語」の修得単位については，卒業要件単位に算入できない。

別表 4（第 12 条，第 26 条関係）

夜間主コースの専門教育科目

科目区分	授業科目	単位	卒業要件単位数	
			経済学コース	政策学コース
専門基礎科目	ミクロ経済学入門	2	4 授業科目以上， 計 8 単位以上 選択必修	4 授業科目以上， 計 8 単位以上 選択必修
	マクロ経済学入門	2		
	社会経済学入門	2		
	社会思想史入門	2		
	経済学史入門	2		
	統計解析法Ⅰ	2		
	統計解析法Ⅱ	2		
	現代日本経済史	2		
	会計学入門	2		
	経営学入門	2		
	経済・経営数学Ⅰ	2		
	経済・経営数学Ⅱ	2		
	世界経済事情	2		
	経済情報処理基礎	2		
	経済学部昼間コースの専門基礎科目（講義に限る。）	各 2		
専門科目	ミクロ経済学Ⅰ	2		
	ミクロ経済学Ⅱ	2		
	マクロ経済学Ⅰ	2		
	マクロ経済学Ⅱ	2		
	社会経済学	2		
	経済変動論Ⅰ	2		
	経済変動論Ⅱ	2		
	経済学史	2		
	経済思想史	2		
	国際経済学Ⅰ	2		
	国際経済学Ⅱ	2		
	産業組織論Ⅰ	2		
	産業組織論Ⅱ	2		
	経済統計学Ⅰ	2		
	経済統計学Ⅱ	2		
	計量経済学Ⅰ	2		
	計量経済学Ⅱ	2		
	多変量解析法	2		
	オペレーションズ・リサーチ	2		
	経済政策論	2		
	日本経済論	2		
	財政学Ⅰ	2		
	財政学Ⅱ	2		
	地方財政論Ⅰ	2		
	地方財政論Ⅱ	2		
	地域経済学	2		
	都市経済学	2		
	環境経済学	2		
	公共経済学	2		
	金融論	2		
	金融システム論	2		
	現代ファイナンスⅠ	2		
	現代ファイナンスⅡ	2		
	労働経済論Ⅰ	2		
	労働経済論Ⅱ	2		

	社会保障論Ⅰ	2		
	社会保障論Ⅱ	2		
	世界経済論Ⅰ	2		
	世界経済論Ⅱ	2		
	開発途上国経済Ⅰ	2		
	開発途上国経済Ⅱ	2		
	ヨーロッパ経済論	2		
	日本経済史	2		
	東洋経済史	2		
	東アジア経済発展史	2		
	現代中国経済論Ⅰ	2		
	現代中国経済論Ⅱ	2		
	欧米経済史	2		
	欧米経済論	2		
	日本企業論Ⅰ	2		
	日本企業論Ⅱ	2		
	経営戦略論Ⅰ	2		
	経営戦略論Ⅱ	2		
	マーケティングⅠ	2		
	マーケティングⅡ	2		
	国際経営Ⅰ	2		
	国際経営Ⅱ	2		
	経営組織論	2		
	組織経営特論	2		
	リーダーシップ論	2		
	組織行動論Ⅰ	2		
	組織行動論Ⅱ	2		
	マーケティング戦略論	2		
	簿記入門	2		
	工業簿記論	2		
	簿記論Ⅰ	2		
	簿記論Ⅱ	2		
	制度会計論Ⅰ	2		
	制度会計論Ⅱ	2		
	管理会計論Ⅰ	2		
	管理会計論Ⅱ	2		
	財務会計論Ⅰ	2		
	財務会計論Ⅱ	2		
	原価計算論Ⅰ	2		
	原価計算論Ⅱ	2		
	税務会計論Ⅰ	2		
	税務会計論Ⅱ	2		
	監査論Ⅰ	2		
	監査論Ⅱ	2		
	数理経済学Ⅰ	2		
	数理経済学Ⅱ	2		
	特殊講義	各2		
	経済英語Ⅰ	2		
	経済英語Ⅱ	2		
	3年次演習	各2		
	4年次演習	各2		

	就業体験実習 卒業論文	2 4		
	2年次演習	各2	4単位必修	4単位必修
	経済学部昼間コースの専門科目（講義に限る。）	各2		
	法学部昼間コース及び夜間主コースの専門科目（講義に限る。）	各2	20単位以下 自由選択	20単位以上 36単位以下 選択必修
合	計		86	